

令和7年度登米市青少年海外派遣事業旅行業務委託業者  
プロポーザル募集要領

1 業務の名称

令和7年度登米市青少年海外派遣事業旅行業務

2 業務の内容

(1) 業務の内容

「令和7年度登米市青少年海外派遣事業旅行業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(2) 業務の期間

旅行業務委託業者決定日から令和7年12月26日(金)まで。

①うち事前事後研修等日程 令和7年9月4日(木)～12月14日(日)まで。

②うち海外派遣基本行程 令和7年10月22日(水)～10月28日(火)までの7日間。

(3) 業務委託

オーストラリア国(クイーンズランド州・フレーザーコースト市)への青少年海外派遣に係る業務

(4) 業務委託上限額は以下の合計額とする。

青少年派遣団員 8名 4,848,000円(税込)

引率者分 2名 1,546,000円(税込)

3 参加資格

本業務のプロポーザル参加資格(以下「参加者」という。)は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 県内に本社又は事業所があり、法人格を有していること。
- (2) 本業務及び類似する業務(海外への訪問団派遣や修学旅行)を1年以上営んでおり、国や自治体における業務実績があること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続中開始の申立てをしていない又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続中開始の申立てをしていないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、競争入札の参加を制限されていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人でないこと。
- (7) 所在市町村の市町村税の滞納のないこと。

#### 4 応募の手続き

(1) 応募者説明は仕様書により代える。

(2) 提出先及び連絡先

- ・担当窓口：登米市青少年国際交流事業実行委員会（登米市国際交流協会）
- ・住所：〒987-0702 宮城県登米市登米町寺池目子待井 381-1
- ・電話：0220-52-2144
- ・F A X：0220-23-9559
- ・電子メール：tifa-kokusai@coda.ocn.ne.jp

(3) 募集要領等の配付

① 配付期間

令和7年4月25日（金）～5月30日（金）午前9時～午後4時（土日、祝日を除く。）

② 配付方法

募集要領等は、4の（2）の担当窓口において配付する。また、登米市ホームページ（<http://www.city.tome.miyagi.jp/>）からもダウンロードできるものとする。

(4) 募集要領等に関する質問の受付

募集要領等に関する質問は、質問書【様式1】により受け付ける。

① 受付期間

令和7年4月25日（金）～5月23日（金）午前9時～午後4時（土・日、祝日を除く。）

② 提出方法

4の（2）の担当窓口に持参、F A X又は電子メールで提出すること。

なお、F A Xや電子メールの件名は「登米市青少年海外派遣事業旅行業務に関する質問書」とし、送信後、担当窓口へ電話により送信した旨知らせること。また、電話による質問は受け付けない。

③ 回答方法

質問に対する回答は、到着後3日以内（土日、祝日を除く。）に電子メール又はF A Xで回答するものとし、電話による回答は行わない。

なお、質問は募集要領等の内容に関するものに限り受け付ける。また、質問内容と回答については、登米市ホームページ上で公表する。

④ その他

受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答は行わない。

(5) 旅行企画書等の提出

参加者は、提出要領に基づき次の書類を提出すること。なお、提案は各社1案とする。

① 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申込書【様式2】

イ 旅行企画書（行程表、事前研修及び海外研修の一切に係る内容が詳細に分かるもの。）

ウ 緊急時対応書

エ 見積書

見積書：青少年派遣団員 8 名及び引率者 2 名の見積書

※税込みで作成すること。

オ 会社概要書

カ 登記事項証明書の写し（参加申込書受付日前 3 ヶ月以内に発行されたもの。）

キ 受注実績書（国、他自治体及び登米市での直近 3 年間の受注実績が分かるもの。）

ク 納税証明書（未納が無いことの証明で、参加申込書受付日前 3 ヶ月以内に発行されたもの。申込時発行可能な直近年度のもの。）

法人	登米市に事業所が有る場合	登米市発行の納税証明書
	登米市に事業所が無い場合	所在市町村発行の納税証明書

ケ その他、本業務に必要と思われる資料（但し、簡潔にまとめたもの。）

② 参加資格の確認

参加資格を確認し、資格を有する参加者の提案のみ審査を行う。

なお、提出された書類に虚偽の記載が判明した場合についても同様とし、その旨当該参加者に通知しその提案の審査は行わない。また、異議申し立て、質問等は一切認めない。

③ 提出期限

令和 7 年 5 月 3 0 日（金）午後 4 時まで

④ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、提出期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとする。

⑤ 提出場所

4 の（2）の担当窓口

⑥ 提出部数

書面にて正本 8 部

⑦ その他

ア 旅行企画書等の再提出は、提出期間内に限り認める。

イ 提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。

ウ 本提案に要する一切の費用は、参加者が負担する。

(6) 提出書類の無効

次のいずれかに該当する旅行企画書等は、無効とする。

① 提出期限を過ぎて旅行企画書等が提出された場合

② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合

③ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合

④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- ⑤ 本要領に違反すると認められる場合
- ⑥ 2の(4)の業務委託上限額を超えている場合

## 5 契約候補者の選定方法等

### (1) 契約候補者の選定

契約候補者の選定については、登米市青少年国際交流事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）において、提出された内容を基にプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、契約候補者と次点の事業者を選定する。

なお、評価項目・配点は別表のとおりとする。

### (2) 審査会開催日時

審査会の開催は6月中旬頃を予定し、詳細については後日、参加者に通知する。

説明時間は1社あたり15分程度、ヒアリング15分程度を予定し、追加資料配付は認めない。

### (3) 審査結果の通知

審査結果は契約候補者の選定後、参加者に通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。

## 6 契約

### (1) 旅行企画書等を基に契約候補者との詳細協議を実施し、契約を行う。

なお、提出された企画提案書の内容については、一部変更する場合がある。

### (2) 仕様は再調整した上で、決定する。

なお、契約候補者と協議が整わない場合にあっては、次点の事業者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## 7 主なスケジュール

令和7年4月25日（金）	登米市ホームページによるプロポーザル公募の公表開始
令和7年4月25日（金）	募集要領等に関する質問書の受付
令和7年5月23日（金）	募集要領等に関する質問の受付期限
令和7年5月30日（金）	旅行企画書等の提出期限
令和7年6月中旬	審査会の開催（ヒアリング含む）
令和7年6月中旬	審査結果の通知
令和7年6月下旬	旅行企画書等の詳細協議（今後のスケジュール確認含む）

別表

提 案 内 容 評 価 表

◎評価項目(小)について、それぞれ4段階評価をとする。但し、評価項目(大)の3・経費見積の妥当性については、評価項目(小)に記した式の点数を評価点数とし、総得点により評価する。

A：優秀である(配点5)、B：良い(明らかに評価できる)(配点4)、C：普通(配点3)、  
D：普通に満たない(不足と感ずる)(配点2)

評価項目・配点			事業者名	
評価項目(大)	評価項目(中)	評価項目(小)	配点	
1 会社概要	国、自治体等受注実績	本業務及び類似する業務青少年海外派遣業務または類似する業務(海外への訪問団派遣や修学旅行)について、国や自治体における業務実績は十分か。	10	
	営業所の体制	業務に精通した職員が配置され、事前研修や事前打ち合わせ等に迅速に対応できる体制が整っているか。	5	
	会社の経営基盤	業務遂行のための経営基盤を有しているか。	5	
2 企画提案書	企画内容	事業の目的に沿った提案であり、高い効果が期待できる内容となっているか。	10	
	事業趣旨との整合性	事業実施までの全体スケジュール及び海外派遣の行程について明確に記載されているか。	10	
	事前・事後研修	事前・事後研修の実施内容、実施体制が明確に記載されているか。	10	
	実行委員会との連携	実行委員会との連携のもと、現地におけるホームステイ及び学校交流に対応できる提案になっているか。	5	
	旅行行程の充実度	事業を円滑に進めるための交通手段が確保されており、緊急時には柔軟に、且つ迅速な対応が可能であるか。また仕様書に沿った宿泊先及び食事の手配等がなされているか。	10	
	緊急時の対応	現地及び移動中の事故・急病・災害等が発生した場合の対応及び現地スタッフの体制等について明確に記載されているか。また、国内及び現地における即応体制の構築ができていないか。	10	
	その他	見積額の範囲内において事業者のノウハウ等を生かした提案があるか。	5	
3 経費見積	経費見積の妥当性	満点(20)×(最も低い経費見積額÷該当参加者者の経費見積額)	20	
			100	